

議案第90号

多可町税条例の一部を改正する条例の制定について

多可町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年11月30日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町税条例（平成17年多可町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第78条中「6人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

多可町税条例の新旧対照表

現 行	改 正
(審査委員会の委員の定数) 第78条 審査委員会の委員の定数は、 <u>6人</u> とする。	(審査委員会の委員の定数) 第78条 審査委員会の委員の定数は、 <u>4人</u> とする。